

# 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案の概要

## 第1 許可基準の厳格化及び取消事由の新設・拡大

### 1 許可基準の厳格化

- (1) 都道府県公安委員会は、猟銃の所持の許可を受けようとする者が、銃砲、刀剣類等を使用しないで一定の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者に該当する場合においても、許可をしてはならないものとする。
- (2) 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が他人に対する著しく粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返し行う等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによって付近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平穩が害されるおそれがあると認めるときは、許可をしないことができるものとする。

### 2 取消事由の新設・拡大等

1に伴い、これらに相当する許可の取消事由を新設・拡大するとともに、これによる取消し後の欠格期間について規定を整備すること。

## 第2 許可・許可の取消しに係る手続の整備

### 1 都道府県公安委員会が指定する医師の診断書の添付の義務付け

猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者等は、内閣府令で定める場合を除き、許可申請書に、都道府県公安委員会が指定する医師の診断書を添付しなければならないものとする。

### 2 調査等

- (1) 都道府県公安委員会は、銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請があった場合において必要があると認めるときは、警察職員に、許可の申請をした者との面接、同居の親族その他の者に対する質問その他の適当な方法により必要な事項について調査させることができるほか、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。
- (2) 都道府県公安委員会が銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消事由が発生した疑いがあると認めるときも、(1)と同様とする。

### 3 取消し前の仮領置の要件の緩和

都道府県公安委員会は、銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消事由が発生した疑いがあると認める場合において、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、取消し前において、当該銃砲又は刀剣類を仮領置することができるものとする。

### 第3 実包の所持の状況の届出

猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、当該許可に係る猟銃に適合する実包の所持の状況に関し、内閣府令で定める事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないものとする。

### 第4 銃砲又は刀剣類の確実な引渡し

- (1) 猟銃等販売事業者、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等は、銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けるに当たっては、当該銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようにしなければならないものとする。
- (2) 国家公安委員会及び経済産業大臣は、銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようにするために猟銃等販売事業者、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等が講ずべき措置についての指針を定めるものとし、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第5 鳥獣捕獲目的での火薬類の無許可譲受けの廃止

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟者登録を受けた者等が鳥獣の捕獲をする目的で一定数量以下の火薬類を譲り受けるときは許可を不要としている規定を削除するものとする。

### 第6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。